

保護者の皆様へ

東京都立拝島高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、罹患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症（別紙参照）の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始前に連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、下記の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

- * 医療機関に受診した際の領収書のコピーを裏面に添付してください。
- * 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

担任	保健室

* 文書の流れ→→

学校感染症による欠席届

東京都立拝島高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日から_____月_____日まで欠席させましたが、登校させますのでご連絡します。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

電話番号 : _____

令和_____年_____月_____日

保護者名_____